

○大隅肝属広域事務組合建設工事検査規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第14号

肝属地区一般廃棄物処理組合建設工事検査規程（平成14年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、組合が事業主体である工事（土木、建築又は設備に係る工事をいう。以下同じ。）について、組合が締結した契約の適正な履行を確保するため、又は組合が受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため、組合が行う地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の監督の手段として行う検査及び同項の検査（以下「工事検査」と総称する。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（工事検査の種類及び内容）

第2条 工事検査の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出来形検査

法第234条の2第1項の検査のうち工事に係る契約の相手方（以下「請負者等」という。）から当該契約に基づく給付の完了前に工事の既済部分について確認の申請があった場合において、当該申請に係る工事の出来形を確認するために行う検査

(2) 一部完成検査

法第234条の2第1項の検査のうち、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）において工事の完成に先立って組合に引き渡すべきことを指定した部分について、請負者等から当該指定部分が完成した旨の通知があった場合において、当該指定部分の完成を確認するために行う検査

(3) 中間検査

工事の施行途中において、組合が当該工事に係る契約の適正な履行を確保するため必要があると認める場合に、随時、法第234条の2第1項の監督の手段として行う検査

(4) 完成検査

法第234条の2第1項の検査のうち、請負者等から工事が完成した旨の通知があった場合において、組合が受ける給付の完了を確認するために行う検査

（検査員）

第3条 この規程において「検査員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 工事検査の執行について管理者の委任を受けた者

(2) 前号に規定する者から工事検査の執行を命ぜられた者

2 検査員と工事検査の対象となる工事に係る法第234条の2第1項の監督（中間検査の執行を除く。）を行わせる職員（以下「監督員」という。）は、兼ねさせることが

できないものとする。

(検査員の心得)

第4条 検査員は、工事検査を実施する前に、工事検査の対象となる工事に係る契約書等の内容を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、厳正かつ公平に工事検査を実施しなければならない。

3 検査員は、工事検査の結果について独自に判断を下し難い場合は、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事検査の通知)

第5条 検査員は、工事検査を実施するときは、請負者等に対し、あらかじめ工事検査の日時その他工事検査の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。

(立会いの要求)

第6条 検査員は、工事検査を実施するに当たり、請負者等又はその工事に関し、請負者等があらかじめ現場代理人として指定した者及び必要に応じ監督員の立会いを求めなければならない。

(工事検査の実施)

第7条 検査員は、工事検査の対象となる工事に係る契約書等に基づき、当該工事の進捗状況、施工内容、現場管理及び出来形について工事検査をしなければならない。

2 工事の出来形についての工事検査は、工事の種類ごとに別に定める工事検査基準(以下「検査基準」という。)に照らし、その許容範囲内にあるか否かを、工事の現場において確認する方法で行わなければならない。

(破壊検査)

第8条 検査員は、工事による構築物の全部若しくは一部が地中又は水中に埋没していることその他の理由によりその部分について外部から確認できない場合において必要があると認めるとき、及び工事が設計図書に適合していないと認められる相当の理由がある場合は、工事の施工部分を破壊して工事検査を実施しなければならない。

2 検査員は、前項の規定により工事の施工部分を破壊して工事検査を実施したときは、その内容及び結果を記録しておかなければならない。

(工事の手直し要求及びその確認)

第9条 検査員は、工事検査の結果、工事の全部又は一部が検査基準に適合していないと認められるときは、工事の手直しを求めなければならない。

2 前項の規定による工事の手直しの要求(以下「手直し要求」という。)は、工事手直し要求書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、手直しすべき事項が軽易なものである場合は、口頭で行うことができる。

3 検査員は、請負者等に対し、手直し要求による工事が終了したときは、その旨を直ちに監督員を経由して報告すべき旨を指示しなければならない。この場合において、工事手直し要求書により手直し要求を行ったときの報告は、工事手直し要求履行届(別記第2号様式)により行わせるものとする。

4 検査員は、請負者等から前項の規定による報告を受けたときは、速やかに工事の手

直しの結果を確認しなければならない。

(工事の合格の判定)

第10条 検査員は、工事の結果、当該工事検査の対象となった工事が検査基準に適合しているときは、工事検査合格の判定を下すものとする。

(工事成績の評点)

第11条 検査員は、工事検査（出来形検査を除く。）を実施したときは、前条の規定による判定のほか、工事検査の対象となった工事に関し、当該工事の進ちょく状況、施工内容、現場管理及び出来形のそれぞれの項目ごとに評点をしなければならない。

2 検査員は、前項の規定により工事の評点をする場合は、あらかじめ監督員をして同項の規定に準じて工事の評点をさせなければならない。

3 前第2項の規定による工事の評点に必要な基準は、別に定める。

(工事検査結果の復命)

第12条 検査員は、工事検査が終了したときは、前2条の規定による判定及び評点の結果を、速やかに工事検査を命じた者に復命しなければならない。

2 前項の規定による復命は、工事検査の種類ごとに次に掲げる様式を用いて行うものとする。

(1) 出来形検査

検査調書（鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）別記第8号様式及び工事既未済調書（鹿屋市契約規則別記第9号様式）

(2) 中間検査、一部完成検査及び完成検査 検査調書

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、工事検査の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第9条関係）

工事手直し要求書

事業名	
工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
検査日等	平成 年 月 日 出来形・一部完成・検査 中間・完成
<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>請負者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">検査員 所属 職 氏名 印</p> <p>上記の工事について、次のとおり工事の手直しを求めます。 なお、工事の手直しを終了したときは、直ちにその旨を届け出てください。</p>	
手直しの期限	平成 年 月 日
手直し事項	
手直し説明図面	

第2号様式（第9条関係）

工事手直し要求履行届

事業名					
工事名					
工事場所					
工期	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	日間
検査日等	平成	年	月	日	出来形・一部完成・検査 中間・完成
平成 年 月 日					
検査員所属 職 氏名			検査員確認印	監督員確認印	
			様		
			請負者		
			住 所		
			氏名又は名称		
			及び代表者氏名		
			印		
上記の工事について、平成 年 月 日、工事の手直しを 終了したので届け出ます。					
手直し事項					
手直し説明図面					

土木工事成績評定表（300万円以上）

評定項目	監査員	主任 監査員	検査員	評定内容	
工事の進ちよく状	A	6	6	8	工程管理が著しく良好で、十分余裕をもって完成した。
	B	5	5	6	工事管理が普通で、おおむね工程表どおり施工され、工期内に完成した。
	C	4	3	5	工事管理が悪く、再々督促されて完成した。
施工内容	A	10	10	5	測量、遺形及び施工機種が適切で、資材の質及び労務管理が優れていた。
	B	8	8	4	測量、遺形及び施工機種が適切で、資材の質及び労務管理が普通であった。
	C	6	6	3	測量、遺形及び施工機種が適切でなく、資材の質及び労務管理が普通より劣っていた。
現場管理	A	10	10	5	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が優れていた。
	B	8	8	4	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が普通であった。
	C	6	6	3	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が十分でなく、普通より劣っていた。
出来形	A	3	3	24	施工技術が優秀で、出来形及び寸法が設計図書に適合し、精度、外観及び品質ともに優れていた。
	B	3	2	19	施工技術が普通で、出来形及び寸法が設計図書に適合し、精度、外観及び品質ともに普通であった。
	C	2	2	14	施工技術が劣り、出来形及び寸法が設計図書に一部適合せず、精度、外観及び品質ともに普通より劣っていた。
評定点計				合計点	

備考 評定項目ごとに、評定内容に応じた数値を○印で囲み、これらを合計して評定する。

土木工事成績評定表（300万円未満）

評定項目		監査員	検査員	評 定 内 容
工況 の 進 ち よ く 状	A	12	8	工程管理が著しく良好で、十分余裕をもって完成した。
	B	10	6	工程管理が普通で、おおむね工程表どおり施工され、工期限内に完成した。
	C	7	5	工程管理が悪く、再々督促されて完成した。
施 工 内 容	A	15	10	測量・遺形及び施工機種が適切で、資材の質及び労務管理が優れていた。
	B	12	8	測量、遺形及び施工機種が適切で、資材の質及び労務管理が普通であった。
	C	9	6	測量、遺形及び施工機種が適切でなく、資材の質及び労務管理が普通より劣っていた。
現 場 管 理	A	15	10	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が優れていた。
	B	12	8	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が普通であった。
	C	9	6	工程管理、品質管理、事務処理、安全施設及び写真整理が十分でなく、普通より劣っていた。
出 来 形	A	6	24	施工技術が優秀で、出来形及び寸法が設計図書に適合し、精度、外観及び品質ともに優れていた。
	B	5	19	施工技術が普通で、出来形及び寸法が設計図書に適合し、精度、外観及び品質ともに普通であった。
	C	4	14	施工技術が劣り、出来形及び寸法が設計図書に一部適合せず、精度、外観及び品質ともに普通より劣っていた。
評定点計				合 計 点

備考 評定項目ごとに、評定内容に応じた数値を○印で囲み、これらを合計して評定する。

建築工事成績評定表（300万円以上）

評定項目	監査員	主任 監査員	検査員	評 定 内 容	
工況 の 進 ち よ く 状	A	6	6	8	工程管理が著しく良好で、十分余裕をもって完成した。
	B	5	5	6	工程管理が普通で、おおむね工程表どおり施工され、工期内に完成した。
	C	4	3	5	工程管理が悪く、再々督促されて完成した。
施 工 内 容	A	10	10	5	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が著しく良好であった。
	B	8	8	4	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が普通であった。
	C	6	6	3	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が普通より劣っていた。
現 場 管 理	A	10	10	5	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が著しく良好であった。
	B	8	8	4	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が普通であった。
	C	6	6	3	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が普通より劣っていた。
出 来 形	A	3	3	24	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が著しく良好であった。
	B	3	2	19	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が普通であった。
	C	2	2	14	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が普通より劣っていた。
評定点計				合計点	

備考 評定項目ごとに、評定内容に応じた数値を○印で囲み、これらを合計して評定する。

建築工事成績評定表（300万円未満）

評定項目	監査員	検査員	評 定 内 容	
工事の進捗状況	A	12	8	工程管理が著しく良好で、十分余裕をもって完成した。
	B	10	6	工程管理が普通で、おおむね工程表どおり施工され、工期限内に完成した。
	C	7	5	工程管理が悪く、再々督促されて完成した。
施工内容	A	15	10	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が著しく良好であった。
	B	12	8	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が普通であった。
	C	9	6	施工計画、労務の手配、資材の手配、検収及び保管並びに工法が普通より劣っていた。
現場管理	A	15	10	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が著しく良好であった。
	B	12	8	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が普通であった。
	C	9	6	管理の組織、事務の処理、連絡調整、安全衛生管理等が普通より劣っていた。
出来形	A	6	24	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が著しく良好であった。
	B	5	19	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が普通であった。
	C	4	14	施工技術、工程管理、施工精度及び出来栄が普通より劣っていた。
評定点計			合計点	

備考 評定項目ごとに、評定内容に応じた数値を○印で囲み、これらを合計して評定する。